

お知らせ  
(経済同時)

令和2年10月1日  
京都市産業観光局

〔 担当：地域企業支援策活用推進室 〕  
☎ 2 2 2 - 3 3 7 1

## 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等支援策活用サポートセンターの運営方法の変更及び団体等への出前サポートの運用開始について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内中小企業、小規模事業者等の経営面での影響が長期化する中、本市では、中小企業・小規模事業者の皆様が、それぞれの状況に応じた適切な支援策を選択し、申請手続きなどを円滑に行うことができるよう、専門家（行政書士）が相談に応じる事前予約制の相談窓口「中小企業等支援策活用サポートセンター」を市内各所の巡回により実施しています。

この度、巡回による相談から、市役所分庁舎での相談に変更するとともに、専門家（行政書士）が、組合等の団体に出向き、支援制度の紹介や相談を実施する「出前サポート」を開始します。

### 1 相談内容

専門家（行政書士）が御相談をお聞きしながら、国・京都市・京都府の各種の補助金、給付金等の支援策について、活用可能なものを御案内するとともに、支援の具体的な内容や対象となる方、必要な書類や問い合わせ先、申請手続きの具体的な方法をアドバイスします。

※ 融資や雇用調整助成金、税等に関する具体的な相談は、金融機関、労働局、税務署等、それぞれの窓口でお受けします。

### 2 対象者

市内の中小企業・小規模事業者の皆様（個人事業主の方を含む。）

### 3 事業期間・実施場所

#### (1) 京都市役所での相談

実施場所：分庁舎 地下1階 産業観光局地域企業支援策活用推進室

事業期間：毎週水曜日、金曜日（令和2年10月7日～令和3年1月15日）

午前9時30分～、午前11時～、午後1時～、午後2時30分～  
(各回45分程度)

※ 開庁日に限ります。

※ 事前予約制とし、申込が必要となります。（予約がない場合は、当日も可）

※ 申請の「代行」はできません。

※ 相談予約の入っていない時間については、専門家（行政書士）への電話相談も可能です。（9時30分～15時(12時～13時を除く。))

## (2) 出前サポート

専門家（行政書士）が、商店街、協同組合などの団体・グループ（5名以上）の事務所等に出向いて、支援策の説明や相談を行う「出前サポート」も実施します。

ご希望される場合は、日時、場所等を調整させていただきますので、電話でお問い合わせください（075-222-3378）。

※ 平日のみ、10:00～17:00（土日祝、年末年始を除く。）

## 4 問い合わせ（令和2年10月1日～）

連絡先：075-222-3378

相談予約受付：9時～12時、13時～17時 土・日・祝等を除く。